同表の備考３⑵中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」を「及び住所」に改め、同表の備考３⑼中「又は「個人番号又は法人番号」」、「の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）」及び「の個人番号若しくは法人番号」を削り、「の法人番号」を「の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）」に改め、同表の備考４⑵中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同表の備考４⑼中「又は「個人番号又は法人番号」」を削り、「金融機関等の法人番号」を「金融機関等」に改め、「の個人番号若しくは法人番号」を削る。

別表第三(六)の表中

ふりがな 氏　名		個　人
	㊞	

番　号		を	ふりがな 氏　名	

	㊞

に、「個人番号又は法人番号」を「法　人　番　号」に改め、同表の備考３⑵中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」を「及び住所」に改め、同表の備考３⑺中「又は「個人番号又は法人番号」」、「の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）」及び「の個人番号若しくは法人番号」を削り、「の法人番号」を「の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号」に改める。

別表第三(九)の表中

ふりがな 氏　名		個　人　番　号	を	ふり 氏
	㊞			

がな 名		に、	個人番号又は法人番号

	㊞

を「法　人　番　号」に改め、同表の備考２⑴中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」を「及び住所」に改め、同表の備考２⑽中「「個人番号又は法人番号」又は」及び「の個人番号若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）」を削り、「の法人番号又は」を「又は」に、「）の法人番号」を「）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号」に改める。

別表第三(十)の表中

ふりがな 氏　名		個　人
	㊞	

番　号		を	ふりがな 氏　名	

	㊞

に改め、同表の備考２⑴中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号」を「及び住所」に改める。

別表第十一の表中「平成　年分　特定新株予約権等
特定外国新株予約権の付与に関する調書」を「平成　年分　特定新株予約権等の付与に関する調書」に、「付与契約締結（変更）日」を「付与契約締結日」に、「株式会社（付与会社）又は認定事業会社」を「株式会社（付与会社）」に改め、同表の備考１中「（以下この表において「特定新株予約権等の付与に関する調書」という。）又は法第29条の３第４項に規定する特定外国新株予約権の付与に関する調書（以下この表において「特定外国新株予約権の付与に関する調書」という。）」を削り、同表の備考２中「を、特定新株予約権等の付与に関する調書として提出する場合における記載」を「の記載」に改め、同表の備考２⑴を削り、同表の備考２⑵中「（以下この表において「個人番号」という。）」を削り、同表の備考２⑵を同表の備考２⑴とし、同表の備考２⑶から⑸までを同表の備考２⑵から⑷までとし、同表の備考３を削り、同表の備考４を同表の備考３とする。

別表第十二の表中「平成　年分　特定株式等
特定外国株式の異動状況に関する調書」を「平成　年分　特定株式等の異動状況に関する調書」に、「受入又は取得」を「受入」に、「交付又は譲渡等」を「交付等」に、「発行会社又は特定外国株式会社」を「発行会社」に、「金融商品取引業者等又は認定事業会社」を「金融商品取引業者等」に改め、同表の備考１中「（以下この表において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）又は法第29条の３第５項に規定する特定外国株式の異動状況に関する調書（以下この表において「特定外国株式の異動状況に関する調書」という。）」を削り、同表の備考２中「を、特定株式等の異動状況に関する調書として提出する場合における記載」を「の記載」に改め、同表の備考２⑴を削り、同表の備考２⑵を同表の備考２⑴とし、同表の備考２⑶から⑺までを同表の備考２⑵から⑹までとし、同表の備考２⑻中「又は特定外国株式会社」を削り、「同項」を「同令第113条第１項」に改め、同表の備考２⑻を同表の備考２⑺とし、同表の備考３を削り、同表の備考４を同表の備考３とする。